様式第12－１号（第19条関係）

　年度滋賀県産業廃棄物３Ｒ・循環経済促進事業費補助金に係る経過報告書

（研究開発事業）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　滋 賀 県 知 事

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所（郵便番号・本社所在地）

　氏名（名称および代表者氏名）

　発行責任者・

連絡担当者（職名・氏名）

　 （電話・ＦＡＸ番号・e-mail）

　滋賀県産業廃棄物３Ｒ・循環経済促進事業費補助金に係る　　　　年度の経過報告について、滋賀県産業廃棄物３Ｒ・循環経済促進事業費補助金交付要綱第19条の規定により次のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．事業名

２．補助金確定額

３．本年度の産業廃棄物の抑制等の状況

４．本年度の企業化（研究開発）等の状況

５．本年度の収益状況

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業に係る  本年度収益額 |  |
| 控除額 |  |
| 本年度までの補助  事業に係る支出額 |  |
| 基準納付額 |  |
| 前年度までの補助事業に  係る県への累積納付額 |  |
| 本年度納付額 |  |
| 備考 |  |

６．その他

（記載注意）

１．「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の実用化、工業所　有権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施の他への供与に　よる総収入額から総収入を得るのに要した額を差し引いた合計額をいう。

２．「控除額」とは、補助事業に係る経費のうち、補助事業者が自己負担によって　支出した額の５分の１をいう。

３．「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費　用として支出されたすべての経費をいう。（補助金および自己負担金）

４．「基準納付額」とは、「補助事業に係る本年度収益額」から「控除額」を差し　引いた額に、「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」　で除した額をいう。

５．「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に　伴う納付金および財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

６．「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超え　ない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付　額の合計が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し　引いた残額が本年度納付額となる。

７．その他必要に応じて、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付する　こと。